

公 示

道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号に定める書類の記載事項
について

道路運送法施行規則第15条の5第2項第2号の規定に基づく一般乗合旅客自動車
運送事業の路線の休止又は廃止における添付書類の記載事項について、下記のとおり
定めたので公示する。

平成14年 1 月 3 0 日

北海道運輸局長 中 本 光 夫

記

1. 休止又は廃止しようとする路線についてこれまで講じてきた経営努力の内容
2. その他当該路線を巡る状況の変化等

付 則

この公示は、平成14年2月1日以降に当局管内の陸運支局において受理する申請
に適用する。